

社会福祉法人の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第五号）

- 1 暴力団員が属する世帯については、生活福祉資金貸付事業に基づく貸付けの対象としないこととした。（第五条関係）
- 2 生活福祉資金貸付事業において貸し付ける資金に緊急小口資金を追加することとした。（別表第一関係）
- 3 この規則は、公布の日から施行することとした。